

株主のみなさまへ

2021年度 報告書

2021年4月1日～2022年3月31日

四国電力株式会社

目次

(第98回定時株主総会招集ご通知添付書類)

事業報告	1
連結計算書類	18
計算書類	20
監査報告書	22

(ご参考)

株式 Information	29
----------------	----

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

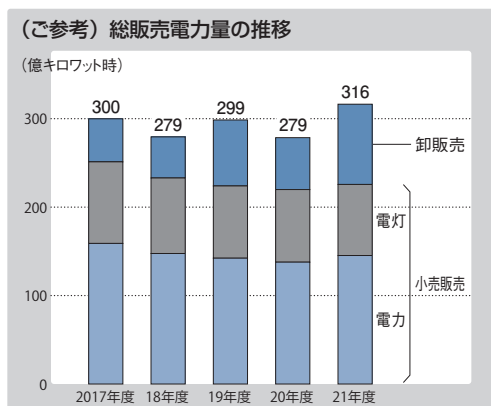
2021年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響などから総じて厳しい状況が続きましたが、設備投資や個人消費など、一部に持ち直しの動きもみられました。四国の経済も、全国とほぼ同様の状況で推移しました。

こうしたなか、当社グループは、昨年3月に策定した「よんでんグループ中期経営計画2025」の達成に向けて、電気事業における収益力の向上に取り組むとともに、情報通信事業・国際事業を中心とした成長事業の拡大に向けた諸施策を推進してまいりました。また、本年1月には、伊方発電所3号機が通常運転の再開を果たし、電力需給の安定と経営の正常化に目途を付けることができました。

さらに、脱炭素社会の実現に向けた「よんでんグループ2050年カーボンニュートラルへの挑戦」をはじめ、持続的な企業価値創出に繋がる取り組みにつきましても、積極的に進めてまいりました。

当年度の小売販売電力量につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に和らぎ、経済活動が回復傾向にあることなどにより、前年度に比べ2.6%増の225億65百万キロワット時となりました。また、卸販売電力量は、卸電力取引所での販売が増加したことなどから、前年度に比べ54.6%増の90億74百万キロワット時となりました。

この結果、総販売電力量は、前年度に比べ13.6%増の316億40百万キロワット時となりました。

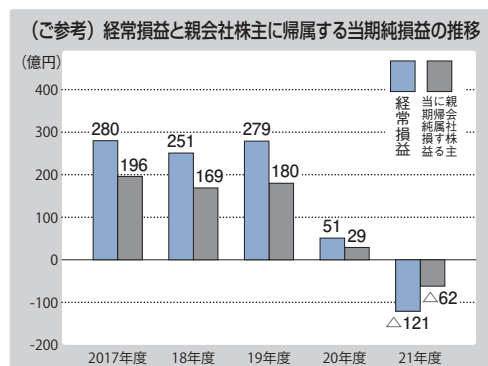
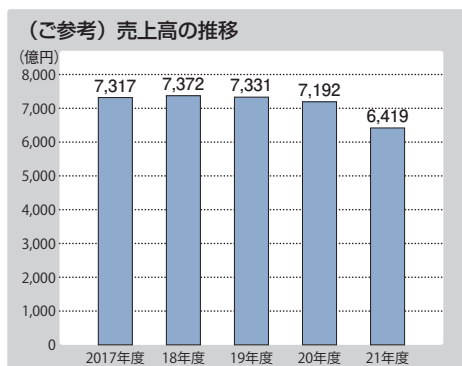


当年度の連結決算の収支につきましては、営業収益（売上高）は、燃料費調整額や卸販売収入が増加したものの、収益認識に関する会計基準の適用に伴う売上高の減少などから、前年度に比べ10.7%減の6,419億円となりました。

一方、営業費用は、燃料価格の高騰や総販売電力量の増加等に伴う費用の増加があったものの、伊方発電所3号機の運転再開や収益認識に関する会計基準の適用に伴う費用の減少などから、前年度に比べ8.0%減の6,554億円となりました。

以上の結果、当年度の損益につきましては、燃料価格の高騰影響などにより需給関連収支が悪化したことから、前年度に比べ、営業損益は、199億円悪化の135億円の損失、経常損益は、172億円悪化の121億円の損失となりました。また、湯水準備引当金を取り崩したことなどから、親会社株主に帰属する当期純損益は、91億円悪化の62億円の損失となりました。燃料価格の高騰影響につきましては、3～5か月遅れで燃料費調整額（収入）に反映されるため、当年度の業績が大幅に悪化しております。

(注) 当年度から収益認識に関する会計基準が適用され、再生可能エネルギー固定価格買取制度に係る収益の計上方法が変更になったことから、売上高と費用の双方が、それぞれ1,510億円ずつ減少しております。



事業別の売上高（内部取引消去前）の状況は、次のとおりです。

[発電・販売事業]

発電・販売事業につきましては、燃料費調整額や卸販売収入が増加したものの、収益認識に関する会計基準の適用に伴う売上高の減少などから、売上高は、前年度に比べ12.5%減の5,082億円となりました。

[送配電事業]

送配電事業につきましては、接続供給託送収益や需給調整収益が増加したことなどから、売上高は、前年度に比べ2.2%増の2,198億円となりました。

[その他の事業]

その他の事業につきましては、収益認識に関する会計基準の適用に伴う売上高の減少はあったものの、建設・エンジニアリング事業における大型工事の増加などにより、売上高は、ほぼ前年度並みの1,764億円となりました。

(売上高の内訳)

	2020年度 (億円)	2021年度 (億円)	前年度比	
			増減額(億円)	増減率(%)
発電・販売事業	5,807	5,082	△ 725	△ 12.5
送配電事業	2,151	2,198	47	2.2
その他の事業	1,772	1,764	△ 8	△ 0.5
内部取引消去	△ 2,539	△ 2,625	—	—
合計	7,192	6,419	△ 773	△ 10.7

(2) 設備投資の状況

発電・販売事業につきましては、東日本大震災を踏まえた伊方発電所の追加安全対策工事をはじめ、西条発電所1号機のリプレース工事などを実施いたしました。この結果、設備投資額は、655億円となりました。

送配電事業につきましては、供給信頼度を維持するための設備更新工事などを実施いたしました。この結果、設備投資額につきましては、267億円となりました。

また、その他の事業の設備投資額につきましては、103億円となりました。

(3) 資金調達の状況

当年度の資金調達は、社債650億円、長期借入金420億円、コマーシャル・ペーパー（純増額）230億円の合計1,300億円となりました。

(社債および借入金の内訳)

(億円)

	調 達	返 済	増 減
社 債	650	350	300
長 期 借 入 金	420	63	356
コマーシャル・ペーパー（純増額）	230	—	230
合 計	1,300	413	886

(4) 対処すべき課題

わが国は、「2050年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、2030年度において温室効果ガス排出量を2013年度から46%削減することを目標としており、その達成に向けた様々な政策の導入が進められるなど、低炭素化・脱炭素化の流れが加速しております。こうした状況のもと、化石燃料の新規開発が停滞するなか、コロナ禍からの経済回復などによる需要の急増が重なり、昨年来、燃料価格の高騰が続いております。さらに、本年2月に勃発したロシアによるウクライナ侵攻の影響で国際情勢が不安定になっており、燃料調達を巡る状況に不透明感が増しております。

一方、エネルギーリソースの分散化や飛躍的な進歩を遂げたデジタル技術の活用が進んでおり、今後、太陽光や蓄電池などの多様な分散型エネルギーリソースをデジタル技術で統合・制御し、電力需給を調整する、新たなビジネスモデルが誕生することも予想されます。

当社グループといたしましては、このように事業環境が大きく変化するなかにあっても、中長期にわたる持続的な成長・発展を実現できるよう、コア事業である電気事業においては、「発電・販売・送配電ごとの事業基盤強化と収益性向上」、電気事業以外の事業においては、「情報通信事業・国際事業を中心とした成長事業の拡大」に重点的に取り組んでまいります。また、カーボンニュートラルへの挑戦やデジタルトランスフォーメーションの推進等に注力することにより、「持続的な企業価値創出の基盤強化」にも努めてまいります。

① 発電・販売・送配電ごとの事業基盤強化と収益性向上

発電事業におきましては、伊方発電所3号機の安全・安定運転を継続することはもとより、2023年6月の運転開始を目指して進めている西条発電所1号機のリプレース工事を完遂することなどにより、ベースロード電源の最大活用をはかってまいります。併せて、

設備の効率的な運用や、資機材等の調達コストの低減などによる効率化の深掘りを進めるとともに、再生可能エネルギー開発の一層の推進などを通じて、電源の低炭素化・脱炭素化に向けた取り組みを進めてまいります。また、販売事業におきましては、他の事業者とのアライアンスや電気以外の商品・サービスとのセット販売の活用等により、販売力の強化に努めるとともに、電力取引市場の有効活用による収益の拡大を目指してまいります。

なお、足元においては、ロシアのウクライナ侵攻に伴う不透明な燃料情勢に対応するため、燃料の安定調達を最優先に、十分な在庫の維持や早めの配船手配などに努めるとともに、燃料価格高騰の影響を軽減すべく、機動的な対応を進めてまいります。

送配電事業におきましては、設備の更新機会を捉えた送配電網のスリム化やリスク評価を踏まえた設備管理の最適化・効率化を進めるとともに、災害復旧対応を含む供給信頼度の維持・向上をはかり、災害時のレジリエンスを強化してまいります。また、スマートメーターを活用した送配電ネットワークの新たな価値の創造につきましても、積極的に推進してまいります。

② 情報通信事業・国際事業を中心とした成長事業の拡大

情報通信事業におけるローカル5GやAI・IoTなどを活用した新たなサービスの開発や、国際事業における再生可能エネルギーを中心とした新規案件の拡大など、今後成長が期待できる事業を軸に、事業領域・市場エリアの一層の拡大と収益性向上に努めてまいります。

さらに、分散型エネルギーリソースの普及など電気事業の構造変化を捉えた新たな事業の創出や、低炭素化・脱炭素化ニーズに対応したソリューションの提供のほか、不動産・観光事業など四国の地域課題解決を起点とした取り組みの推進等により、収益機会の拡大をはかってまいります。

③ 持続的な企業価値創出の基盤強化

当社グループは、ESG（環境・社会・ガバナンス）やSDGs（持続可能な開発目標）の観点も踏まえ、気候変動対策や地域共生活動の推進、コンプライアンスの徹底など、持続的な価値創造とよりよい社会の形成に向けた取り組みを積極的に進めることにより、株主・投資家の皆さまをはじめとするステークホルダーの方々から信頼され、評価・選択される企業グループを目指してまいります。

特に、脱炭素社会の実現に向けては、安全確保を大前提とした原子力の最大活用や再生可能エネルギーの開発・導入拡大、火力発電の高効率化・次世代化などによる「電源の低炭素化・脱炭素化」、さらには、産業・運輸部門も含めた電化の推進やエネルギー利用の高度化・多様化、再生可能エネルギーを最大活用する観点からの送配電設備や需給運用の最適化などによる「電気エネルギーのさらなる活用」を推進してまいります。

これらの取り組みを通じて、当社のCO₂排出量を、2013年度に比べ、2030年度に半減し、2050年に実質ゼロ（カーボンニュートラル）とすることに挑戦してまいります。

また、デジタル技術を活用して業務やビジネスを変革するデジタルトランスフォーメーションを推進し、既存事業の競争力強化に加え、お客さまの多様なニーズに対応した革新的なサービスを創出・提供していくことにより、持続的な企業価値創出をはかるとともに、四国地域のスマート社会の実現に貢献してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも、当社グループの事業に対し、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
売 上 高(億円)	7,372	7,331	7,192	6,419
営 業 利 益(億円)	257	312	64	△ 135
経 常 利 益(億円)	251	279	51	△ 121
親会社株主に帰属する当期純利益(億円)	169	180	29	△ 62
1株当たり当期純利益(円)	82.53	87.92	14.58	△ 30.44
総 資 産(億円)	13,539	13,736	14,304	15,007
総 資 産 利 益 率(%)	2.4	2.5	0.8	△ 0.4
自己資本当期純利益率(%)	5.4	5.6	0.9	△ 2.0
自 己 資 本 比 率(%)	23.6	23.6	22.8	20.8

- (注) 1. 総資産利益率は、経常利益に支払利息を加えた事業利益に基づき算出しております。
 2. 当年度から収益認識に関する会計基準が適用され、再生可能エネルギー固定価格買取制度に係る収益の計上方法が変更になったことから、売上高と費用の双方が、それぞれ1,510億円ずつ減少しております。

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
四国電力送配電株式会社	百万円 8,000	% 100.0	一般送配電事業
株式会社 S T N e t	3,000	100.0	電気通信サービス, 情報システムサービス
株式会社ケーブルメディア四国	2,000	70.0	有線テレビジョン放送, 電気通信サービス
ケーブルテレビ徳島株式会社	499	75.6	有線テレビジョン放送, 電気通信サービス
四国計測工業株式会社	480	100.0	計測機器等の製造・販売
坂出 L N G 株式会社	450	70.0	LNG の貯蔵・気化
四電エンジニアリング株式会社	360	100.0	電気・機械・土木・建築工事の設計・施工
四電ビジネス株式会社	300	100.0	ビル賃貸, 機器・資材等の販売

(注) 1. 連結子会社12社のうち、資本金1億円超の8社を記載しております。

2. 出資比率には、子会社を通じた間接保有を含んでおります。

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社四電工	百万円 3,451	% 30.8	配電・送電等の電気工事の設計・施工
YN Energy Pty Ltd	1,200 (千豪ドル)	50.0	石炭の調達・販売・トレーディング

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
電気事業	発電・販売事業 送配電事業 電力供給
その他の事業	電気通信サービス, 情報システムサービス, 有線テレビジョン放送, 電気・計測機器等の製造・販売, LNG の貯蔵・気化・供給, 電気・機械・土木・建築工事の調査・設計・施工, ビル賃貸, 機器・資材等の販売, 研究開発, 熱供給, 国際事業の管理

(8) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

- a. 本店 (香川県高松市)
- b. 支店等 徳島支店 (徳島県徳島市) 高知支店 (高知県高知市)
愛媛支店 (愛媛県松山市) 香川支店 (香川県高松市)
東京支社 (東京都千代田区)

c. 発電所 [水 力]

本川発電所 (高知県)	615,000キロワット
蔭平発電所 (徳島県)	46,650キロワット
平山発電所 (高知県)	44,400キロワット
広野発電所 (徳島県)	36,500キロワット
大渡発電所 (高知県)	33,000キロワット
(他 52カ所	377,646キロワット)
(合 計	1,153,196キロワット)

[火 力]

坂出发電所 (香川県)	1,385,000キロワット (石油, ガス)
阿南発電所 (徳島県)	900,000キロワット (石 油)
橋湾発電所 (徳島県)	700,000キロワット (石 炭)
西条発電所 (愛媛県)	250,000キロワット (石 炭)
(合 計	3,235,000キロワット)

(注) 西条発電所1号機 (156,000キロワット) は、2022年3月31日付で廃止し、
現在、リプレース工事を進めております。

[原子力]

伊方発電所 (愛媛県)	890,000キロワット
-------------	--------------

[太陽光]

松山発電所 (愛媛県)	2,042キロワット
-------------	------------

② 重要な子会社の主要な事業所 (本店)

- a. 四国電力送配電株式会社 香川県高松市
- b. 株式会社S T N e t 香川県高松市
- c. 株式会社ケーブルメディア四国 香川県高松市
- d. ケーブルテレビ徳島株式会社 徳島県徳島市
- e. 四国計測工業株式会社 香川県仲多度郡多度津町
- f. 坂出L N G株式会社 香川県坂出市
- g. 四電エンジニアリング株式会社 香川県高松市
- h. 四電ビジネス株式会社 香川県高松市

(9) 従業員の状況

事業区分	従業員数（前年度末比増減）
発電・販売事業	2,200名（44名減）
送配電事業	2,061名（18名減）
その他の事業	3,813名（14名減）
合計	8,074名（76名減）

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
日本生命保険相互会社	601 ^{億円}
株式会社伊予銀行	470
株式会社百十四銀行	420
明治安田生命保険相互会社	340
株式会社みずほ銀行	340
株式会社三菱UFJ銀行	285
株式会社日本政策投資銀行	250
株式会社四国銀行	200
株式会社阿波銀行	135
株式会社三井住友銀行	135

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 7億7,295万6,066株
- ② 発行済株式の総数 2億2,308万6,202株
- ③ 株 主 数 80,330名
- ④ 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	25,803 ^{千株}	12.43 [%]
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	9,161	4.41
株 式 会 社 伊 予 銀 行	8,851	4.26
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	7,818	3.77
住 友 共 同 電 力 株 式 会 社	7,062	3.40
高 知 県	6,230	3.00
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	5,923	2.85
四 国 電 力 従 業 員 持 株 会	4,768	2.30
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	4,001	1.93
株 式 会 社 四 国 銀 行	2,749	1.32

(注) 持株比率は、自己株式(15,556千株)を控除して計算しております。

⑤ 2021年度に職務執行の対価として会社役員に給付した株式の状況

給付株式数 4,400株

給付対象者数 1名

(注) 社外取締役でない取締役(監査等委員である取締役を除く。)であった者に対する株式報酬として給付したものであります。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の氏名等

氏名	地位および担当
佐伯 勇人	取締役会長
長井 啓介	取締役社長 社長執行役員
真鍋 信彦	取締役 副社長執行役員 火力本部長
山田 研二	取締役 副社長執行役員 原子力本部長, 土木建築部担当
白井 久司	取締役 常務執行役員 事業開発室長, 経理部・資材部・情報システム部担当
西崎 明文	取締役 常務執行役員 総務部・立地環境部・人事労務部・総合研修所・総合健康開発センター・東京支社担当
山崎 達成	取締役 常務執行役員 営業推進本部長
宮本 喜弘	取締役 常務執行役員 総合企画室長, 再生可能エネルギー部・広報部担当
川原 央	取締役監査等委員 (常勤) 監査等委員会委員長
香川 亮平	取締役監査等委員
高畑 富士子	取締役監査等委員
大塚 岩男	取締役監査等委員
西山 彰一	取締役監査等委員
泉谷 八千代	取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役会長, 取締役社長 社長執行役員および取締役 副社長執行役員は, いずれも代表取締役であります。
2. 取締役常務執行役員 小林功, 取締役監査等委員 新井裕史, 同 森田浩治, 同 井原理代および同 竹内克之は, いずれも2021年6月25日に任期満了により退任いたしました。
3. 取締役監査等委員 香川亮平, 同 高畑富士子, 同 大塚岩男, 同 西山彰一および同 泉谷八千代は, いずれも会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 取締役監査等委員 香川亮平, 同 高畑富士子, 同 大塚岩男, 同 西山彰一および同 泉谷八千代は, いずれも株式会社東京証券取引所が定める独立役員であります。
5. 取締役監査等委員 西山彰一は, 当社の関連会社(株式会社高知電子計算センター)の業務執行取締役でない取締役の一親等の親族であります。
6. 当社は, 会社法第427条第1項および定款の規定により, 社外取締役との間で, 同法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結しております。
7. 当社は, 会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており, 被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は, 当社取締役(監査等委員である取締役ならびに退任した取締役および監査役を含む。)であります。当社は, 取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため, 当該保険契約において, 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については保険金を支払わない旨を規定しております。また, 免責金額等について定め, 一定額に至らない損害については保険金を支払わない旨等を規定しております。
8. 取締役監査等委員 香川亮平および同 大塚岩男は, 銀行業務の経験に基づく財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 重要会議への出席, 業務執行部門からの情報収集および内部監査部門等との関係を日常的に行うことを通じて, 監査の実効性をより高めるために, 取締役監査等委員 川原央を常勤の監査等委員に選定しております。

② 取締役の重要な兼職の状況

氏 名	兼職先および兼職の内容
佐伯 勇 人	四 国 経 済 連 合 会 会 長
長井 啓 介	四 国 生 産 性 本 部 会 会 長
白井 久 司	株 式 会 社 S T N e t 取 締 役 株 式 会 社 四 電 工 取 締 役 監 査 等 委 員
西崎 明 文	四 電 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社 取 締 役 四 電 ビ ジ ネ ス 株 式 会 社 取 締 役
山崎 達 成	四 国 計 測 工 業 株 式 会 社 取 締 役 四 電 ビ ジ ネ ス 株 式 会 社 取 締 役
宮本 喜 弘	坂 出 L N G 株 式 会 社 取 締 役
川原 央	四 国 電 力 送 配 電 株 式 会 社 監 査 役 株 式 会 社 S T N e t 監 査 役 四 電 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社 監 査 役 四 電 ビ ジ ネ ス 株 式 会 社 監 査 役 株 式 会 社 四 電 工 取 締 役 監 査 等 委 員
香川 亮 平	株 式 会 社 百 十 四 銀 行 取 締 役 副 頭 取 兼 C C O
高畑 富 士 子	株 式 会 社 と き わ 取 締 役 社 長
大塚 岩 男	株 式 会 社 伊 予 銀 行 取 締 役 会 長 四 国 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 監 査 役 松 山 商 工 会 議 所 会 頭
西山 彰 一	宇 治 電 化 学 工 業 株 式 会 社 取 締 役 社 長 高 知 商 工 会 議 所 会 頭

(注) 当社は、社外取締役の兼職先のうち、株式会社百十四銀行、株式会社ときわ、株式会社伊予銀行、四国旅客鉄道株式会社および宇治電化学工業株式会社との間に電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、いずれも当社の当年度連結売上高の1%未満であります。また、当社は、株式会社百十四銀行および株式会社伊予銀行との間に、資金の借入等の取引があります。その他の社外取締役の兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

③ 取締役の報酬等

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（以下、「決定方針」といいます。）につきまして、取締役会の決議により、次の「取締役の報酬の決定方針」ならびに「取締役の報酬および決定手続き」に記載のとおり定めております。

（取締役の報酬の決定方針）

取締役の報酬については、当社の基本的使命の実現や持続的な企業価値の向上を目指す取締役の職責の対価として適切な報酬となるよう、会社業績や職務の内容・執行状況のほか、上場会社を中心とした他企業の報酬水準などを総合勘案のうえ、決定します。

（取締役の報酬および決定手続き）

- 1 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本となる月額報酬、基準となる指標を定めずに毎年度の業績等を考慮して株主総会の決議を得て支給する賞与および中長期的な業績の向上と企業価値の増大をねらいに支給する株式報酬により構成します。ただし、社外取締役の報酬は、月額報酬のみとします。
- 2 株式報酬（株式給付信託）は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、原則として取締役退任時に、在任中に付与されたポイント数に応じた当社株式および当社株式を時価換算した金銭が、信託を通じて給付されるものとします。
- 3 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬および株式報酬の支給割合については、9対1の割合を目安として設定し、賞与については、毎年度の業績等を考慮して、株主総会の決議および次項の決定手続きを経て支給額を定めるものとします。
- 4 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬は、報酬検討委員会の取締役会への答申に基づき、株主総会決議で定められた限度額等の範囲内で、月額報酬および賞与については、取締役会が決定し、株式報酬については、取締役会で定めた役員株式給付規程に基づき、毎年、役位に応じて一定数のポイントを付与します。
- 5 監査等委員である取締役の報酬は、月額報酬のみとし、株主総会決議で定められた限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により個人別の報酬を決定します。

b. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬の額は、2017年6月28日開催の第93回定時株主総会において月額3,800万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は11名です。また、株式報酬は、2019年6月26日開催の第95回定時株主総会において、月額報酬とは別枠として、連続する3事業年度に当社が信託に拠出する金額は160百万円を上限とし、取締役に付与される1年あたりのポイント数の合計は5万ポイントを上限とすることが決議されております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名です。

監査等委員である取締役の月額報酬の額は、2017年6月28日開催の第93回定時株主総会において月額1,000万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は6名です。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の月額報酬の額につきましては、取締役会決議による委任を受けて、取締役会長 佐伯勇人および取締役社長 社長執行役員 長井啓介が決定しております。

取締役会が権限を委任した理由は、当社の業務を総理する取締役会長および業務の執行を統轄する取締役社長 社長執行役員が、各取締役の職責等を踏まえて月額報酬の額を決定することが妥当であると判断したためであります。

取締役会は、委任した権限が適切に行使されるよう、報酬検討委員会に月額報酬の原案を諮問し答申を得るとともに、当該答申に基づき、株主総会決議で定められた限度額の範囲内で、取締役会長および取締役社長 社長執行役員が月額報酬の額を決定すべきこととする措置を講じております。

取締役会は、報酬検討委員会において、決定方針に基づいた総合的な検討のうえで答申がなされていることから、当該答申に基づき決定された月額報酬の内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の月額報酬の額は上記の手続きにより決定しておりますが、決定プロセスの透明性および公平性をより向上させる観点から、2021年12月21日開催の取締役会の決議により決定手続きを変更し、今後は、「a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」における「取締役の報酬および決定手続き」第4項に記載のとおり、報酬検討委員会の取締役会への答申に基づき、株主総会決議で定められた限度額等の範囲内で、取締役会が決定することとしております。

d. 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人数
		月額報酬	賞与 (業績連動報酬等)	株式報酬 (非金銭報酬等)	
取 締 役 (監査等委員を除く。)	309百万円	278百万円	—	30百万円	9名
取締役(監査等委員)	84百万円	84百万円	—	—	10名
合 計	394百万円	363百万円	—	30百万円	19名

- (注) 1. 株式報酬の内容は、「a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」および「b. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載のとおりであります。
2. 株式報酬の金額は、当年度の費用計上額を記載しております。
3. 報酬等の総額および支給人数には、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役に対する報酬等の額および当該取締役の人数を含めております。
4. 報酬等の総額のうち、社外取締役8名分は45百万円であり、すべて月額報酬であります。

④ 社外取締役の主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
香 川 亮 平	当年度開催の取締役会12回のすべて、監査等委員会19回のうち18回に出席し、独立した客観的な立場から適宜発言を行いました。また、人事検討委員会および報酬検討委員会の構成員として、独立した客観的な立場から委員会の審議に参加いたしました。
高 畑 富士子	当年度開催の取締役会12回、監査等委員会19回のすべてに出席し、独立した客観的な立場から適宜発言を行いました。また、人事検討委員会および報酬検討委員会の構成員として、独立した客観的な立場から委員会の審議に参加いたしました。
大 塚 岩 男	2021年6月25日就任以来開催の取締役会10回、監査等委員会14回のすべてに出席し、独立した客観的な立場から適宜発言を行いました。また、人事検討委員会および報酬検討委員会の構成員として、独立した客観的な立場から委員会の審議に参加いたしました。
西 山 彰 一	2021年6月25日就任以来開催の取締役会10回、監査等委員会14回のすべてに出席し、独立した客観的な立場から適宜発言を行いました。また、人事検討委員会および報酬検討委員会の構成員として、独立した客観的な立場から委員会の審議に参加いたしました。
泉 谷 八千代	2021年6月25日就任以来開催の取締役会10回、監査等委員会14回のすべてに出席し、独立した客観的な立場から適宜発言を行いました。また、人事検討委員会および報酬検討委員会の構成員として、独立した客観的な立場から委員会の審議に参加いたしました。

(3) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 会計監査人の報酬等の額等

a	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	74百万円
b	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	139百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、aの金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積の算出根拠などを確認し、審議した結果、これらの内容は妥当であると判断したため、会計監査人としての報酬等の額について同意しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、社債発行に伴うコンフォート・レター作成業務を委託しております。

当社の子会社である四国電力送配電株式会社は、会計監査人に対して、電気事業託送供給等収支計算規則に基づく手続業務を委託しております。

当社の子会社である株式会社STNetは、会計監査人に対して、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく手続業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任することとしております。

また、上記の場合のほか、会計監査人に当社の監査を継続させることが相当でないと判断する合理的な理由がある場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とすることとしております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	1,248,129	固定負債	919,592
有形及び無形固定資産	965,863	社 債	349,990
水力発電設備	58,187	長期借入金	382,400
汽力発電設備	61,830	退職給付に係る負債	22,987
原子力発電設備	189,206	資産除去債務	128,796
送電設備	115,821	そ の 他	35,417
変電設備	80,967		
配電設備	201,656	流動負債	264,608
その他の固定資産	97,808	1年以内に期限到来の固定負債	97,394
建設仮勘定及び除却仮勘定	88,951	コマーシャル・ペーパー	33,000
原子力廃止関連仮勘定	41,136	支払手形及び買掛金	45,752
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	30,297	未 払 税 金	5,813
		そ の 他	82,648
核 燃 料	94,844		
装 荷 核 燃 料	12,219	引 当 金	1,246
加工中等核燃料	82,625	濁水準備引当金	1,246
投資その他の資産	187,421	負債合計	1,185,447
長期投資	52,741		
関係会社長期投資	80,361	(純資産の部)	
繰延税金資産	35,425	株 主 資 本	305,753
退職給付に係る資産	9,998	資 本 金	145,551
そ の 他	9,773	資 本 剰 余 金	35,198
貸倒引当金	△ 878	利 益 剰 余 金	166,683
		自 己 株 式	△ 41,680
流動資産	252,614	その他の包括利益累計額	7,139
現金及び預金	72,978	その他有価証券評価差額金	1,345
受取手形、売掛金及び契約資産	79,322	繰延ヘッジ損益	1,516
リース債権及びリース投資資産	15,701	為替換算調整勘定	3,362
棚卸資産	31,507	退職給付に係る調整累計額	915
そ の 他	53,976		
貸倒引当金	△ 872	非支配株主持分	2,404
		純資産合計	315,297
資産合計	1,500,744	負債純資産合計	1,500,744

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科 目	金額 (百万円)
営業収益	641,948
電気事業営業収益	535,241
その他事業営業収益	106,707
営業費用	655,466
電気事業営業費用	560,663
その他事業営業費用	94,803
売上原価	82,269
販売費及び一般管理費	12,533
営業損失	13,517
営業外収益	7,883
受取配当金	1,056
取利	639
固定資産売却益	836
有価証券売却益	274
為替差益	1,991
持分法による投資利益	2,025
その他の	1,059
営業外費用	6,481
支払利息	5,579
有価証券評価損	181
その他	720
経常損失	12,114
湯水準備金引当又は取崩し	△ 6,565
湯水準備引当金取崩し(貸方)	△ 6,565
特別損失	1,541
インバランス収支還元損失	1,541
税金等調整前当期純損失	7,091
法人税等	△ 988
法人税, 住民税及び事業税	1,537
法人税等調整額	△ 2,526
当期純損失	6,102
非支配株主に帰属する当期純利益	159
親会社株主に帰属する当期純損失	6,262

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
固 定 資 産	1,185,925	固 定 負 債	888,110
電気事業固定資産	330,034	社 債	349,990
水力発電設備	60,244	長期借入金	380,500
汽力発電設備	63,548	退職給付引当金	6,795
原子力発電設備	193,049	資産除去債務	128,796
内燃力発電設備	53	雑固定負債	22,028
新エネルギー等発電設備	252		
業務設備	12,886	流 動 負 債	244,255
附帯事業固定資産	2,994	1年以内に期限到来の固定負債	93,500
事業外固定資産	31	コマーシャル・ペーパー	33,000
固定資産仮勘定	152,370	買 掛 金	36,543
建設仮勘定	80,669	未 払 金	843
除却仮勘定	266	未払費用	20,157
原子力廃止関連仮勘定	41,136	未払税金	1,851
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	30,297	預 り	1,101
核 燃 料	94,844	関係会社短期債務	44,678
装荷核燃料	12,219	諸 前 受 金	8
加工中等核燃料	82,625	雑流動負債	12,571
投資その他の資産	605,650	引 当 金	1,246
長期投資	41,054	渴水準備引当金	1,246
関係会社長期投資	528,124		
長期前払費用	7,333	負 債 合 計	1,133,612
前払年金費用	5,380	株 主 資 本	245,380
繰延税金資産	23,849	資 本 金	145,551
貸倒引当金(貸方)	△ 91	資 本 剰 余 金	35,198
		資 本 準 備 金	35,198
流 動 資 産	198,965	利 益 剰 余 金	103,097
現金及び預金	68,440	利 益 準 備 金	32,819
売掛金	53,181	その他利益剰余金	70,278
諸未収入金	31,439	繰越利益剰余金	70,278
貯蔵品	15,086	自 己 株 式	△ 38,467
前払費用	376		
関係会社短期債権	21,316	評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,897
雑流動資産	10,180	その他有価証券評価差額金	1,567
貸倒引当金(貸方)	△ 1,056	繰延ヘッジ損益	4,330
		純 資 産 合 計	251,278
合 計	1,384,891	合 計	1,384,891

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
営業費用	564,215	営業収益	524,028
電気事業営業費用	549,264	電気事業営業収益	508,203
水力発電費	12,372	電灯料	172,936
汽力発電費	139,481	電力料	214,775
原子力発電費	64,896	他社販売電力料	105,088
内燃力発電費	62	賠償負担金相当収益	2,309
新エネルギー等発電費	180	廃炉円滑化負担金相当収益	3,047
他社購入電力料	157,063	電気事業雑収益	10,037
販売設備費	14,364	貸付設備収益	7
貸付設備費	6		
一般管理費	19,990		
接続供給託送料	136,399		
原子力廃止関連仮勘定償却費	2,031		
事業税	2,735		
電力費振替勘定(貸方)	△ 321		
附帯事業営業費用	14,950	附帯事業営業収益	15,825
ガス供給事業営業費用	6,148	ガス供給事業営業収益	6,083
石炭販売事業営業費用	6,327	石炭販売事業営業収益	6,919
熱供給事業営業費用	900	熱供給事業営業収益	1,048
その他附帯事業営業費用	1,574	その他附帯事業営業収益	1,773
営業損失	(40,187)		
営業外費用	6,261	営業外収益	17,401
財務費用	5,813	財務収益	14,390
支払利息	5,566	受取配当金	10,563
社債発行費	247	受取利息	3,826
事業外費用	447	事業外収益	3,011
固定資産売却損	81	固定資産売却益	203
有価証券評価損失	177	有価証券売却益	274
雑損	189	為替差益	1,994
		雑収益	538
当期経常費用合計	570,477	当期経常収益合計	541,429
当期経常損失	29,047		
渴水準備金引当又は取崩し	△ 6,565	特別利益	614
渴水準備金引当金取崩し(貸方)	△ 6,565	インバランス収支還元収益	614
税引前当期純損失	21,868		
法人税等	△ 8,819		
法人税等	△ 5,345		
法人税等調整額	△ 3,474		
当期純損失	13,048		

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

四国電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川合弘泰
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 越智慶太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池田哲也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、四国電力株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、四国電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年 5月11日

四国電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川 合 弘 泰
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 越 智 慶 太
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 池 田 哲 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、四国電力株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない

計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

四国電力株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤)			
監査等委員会委員長	川	原	央 ㊟
監査等委員	香	川	亮 平 ㊟
監査等委員	高	畑	富士子 ㊟
監査等委員	大	塚	岩 男 ㊟
監査等委員	西	山	彰 一 ㊟
監査等委員	泉	谷	八千代 ㊟

(注) 監査等委員 香川亮平、高畑富士子、大塚岩男、西山彰一および泉谷八千代は、会社法第2条第15号および第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

MEMO

事業報告

連結計算書類

計算書類

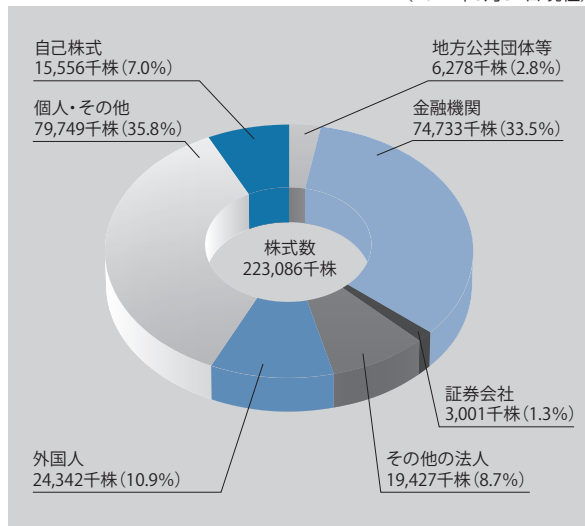
監査報告書

ご参考

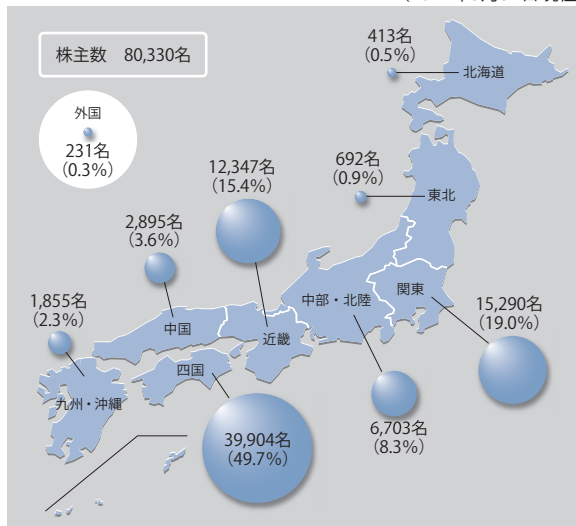
MEMO

株式 Information

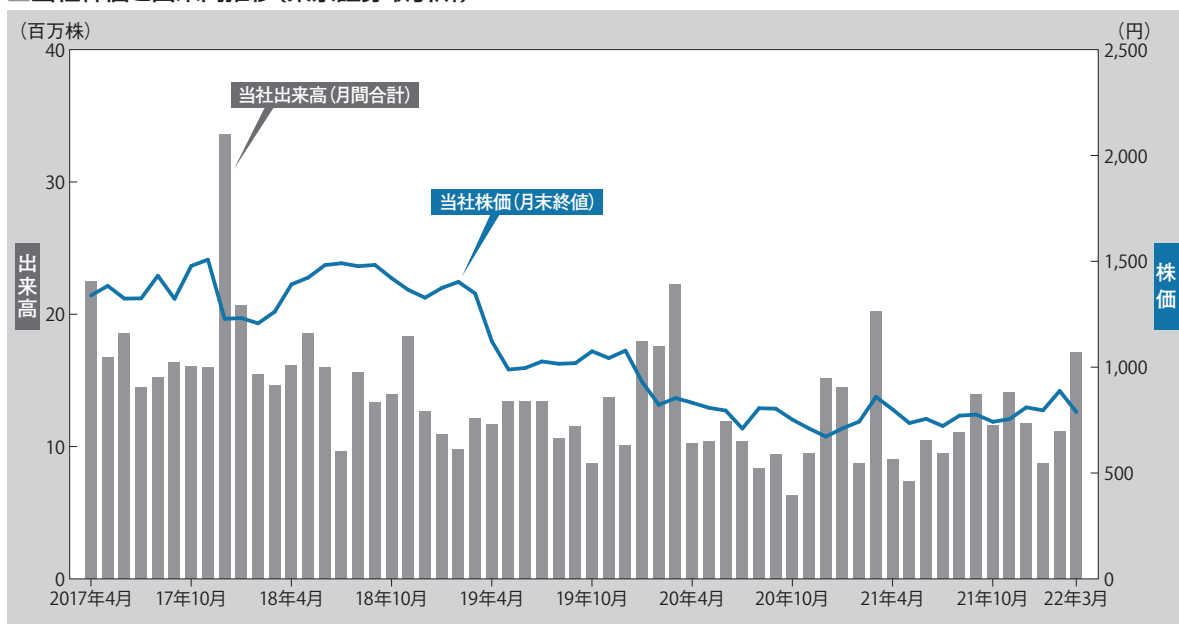
■ 株式分布 (所有者別) (2022年3月31日現在)



■ 株主分布 (地域別) (2022年3月31日現在)



■ 当社株価と出来高推移 (東京証券取引所)



株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
公告方法	電子公告により、当社ウェブサイトに掲載いたします。 〈 https://www.yonden.co.jp/ 〉 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、高松市において発行する四国新聞に掲載いたします。
株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	大阪市中央区北浜4丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話お問い合わせ先)	0120-782-031 (通話料無料) 受付時間：9時～17時(土、日、祝日等を除く。)

株式に関するお問い合わせおよびお手続きは以下の窓口にお申し出ください。

証券会社に口座を
開設されている株主さま

お取り引き先の証券会社に
お申し出ください。

証券会社に口座を
開設されていない株主さま

三井住友信託銀行 証券代行部に
お申し出ください。

受け取られていない配当金に関するお問い合わせにつきましては、証券会社の口座開設の有無にかかわらず、上記の三井住友信託銀行 証券代行部にお申し出ください。